

職員団体との交渉議事要旨

(開催日時)

令和5年3月29日(水) 14:00～14:54(54分)

(開催場所)

札幌開発建設部 4階1号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

富山 英範(札幌開発建設部長)、藤井 和貴(札幌開発建設部次長)

飯田 修司(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合札幌支部)

高野 智行(執行委員長)、渡邊 和典(副執行委員長)、

横内 智子(書記長)、阿部 浩一(執行委員)、池崎 慎二(執行委員)

(議題)

【2023年統一要求書及び2023年春闘札幌支部職場要求書関係】

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別添のとおり)。

(要旨)

(職員団体)

今年度の超過勤務の状況と増減の要因について聞かせてもらいたい。

(当局)

札幌開発建設部全体としては対前年比で減少傾向にある。

河川部門において、昨年度に比べ週末や夜間の出水対応が少なかったこと、幾春別ダム建設事業所において、基本計画変更に伴う資料作成や外部対応等が落ち着いたことなどが主な要因として考えられる。

(職員団体)

減少傾向とはいえ、技術職では依然として超過勤務が多い職場がある。

超過勤務の縮減について、しっかりとした対策を講じるとともに適正な勤務時間管理を行うよう管理者を指導してほしい。

(当局)

会議やヒアリングの廃止・開催回数の削減、Web会議の利用促進、テレワークの活用などのワークスタイル改革に取り組むなどの対策を講じてきたところである。

今後も引き続き、職場の管理者に対し、職場内ミーティングなどを活用して、

職員と意思疎通を図った上で業務の適切な進行管理を行うなど、適正な勤務時間管理に努めるよう指導していきたい。

(職員団体)

アンケートを見る限り、「超過勤務や特例超勤は命令して行う」という原則を分かっていない管理職が多すぎる。

(当局)

超過勤務については、各職場の管理者の責任において、超過勤務手当の予算や職員の健康状態等を勘案し、業務上の必要性を判断して命じているところである。

また、特例超勤についても国土交通省では、①災害・事件・事故対応等の業務、②限られた期間内で迅速な対応が求められる業務、③その他重要かつ特に緊急な処理を要する業務、とされており、管理者が責任をもって判断し命じるべきものである。引き続き管理者に対して、職員とコミュニケーションを図りながら、適切な勤務時間管理に努めるよう指導していきたい。

(職員団体)

組合アンケートでは、上限時間ができたことで「サービス残業が増えた」という声が多く挙がっている。

また、所属長の中にマネジメントを部下職員に丸投げしている者もいるとの声があるので指導を徹底してもらいたい。

(当局)

管理者は、職員の超過勤務の時間について上限時間を超えることのないよう工夫していく必要があるが、上限時間を意識するあまり、サービス残業に転嫁されるようなことはあってはならないことであり、適切な勤務時間管理に努めるよう管理者を指導していきたい。

(職員団体)

近年、中途採用者を積極的に採用しているが、それでも人手が足りていない。年齢層の歪み、定員や人の配置と業務量のミスマッチがある。また、若年職員が徐々に増えてきているが、若年層に対する指導力が不足している管理者が見受けられる。当局としてどう考えているか。

(当局)

定員配置については、従前から事業費の動向、新規行政需要、業務量等を総合的に勘案して適正配置に努めてきたところであり、引き続き、一層の適正配置に努めていく考えである。また、中途採用者や若年層が増えることは、職場の活性化としては良い傾向であるが、指導する立場にある職員のスキルアップがより重要となってくる。若年層を指導した経験が不足している職員に対しては、研修などを通して、指導力・コミュニケーション力のスキルアップを図れるよう、組織としても引き続き取り組んでいきたい。

※文責は札幌開発建設部当局（今後修正があり得る）

冒 頭 回 答

当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。